

インクルーシブ教育システムについての理解

特別な教育的ニーズのある子どもの特性理解と支援

校内での支援体制、地域や関係機関との連携

- : 講義パッケージあり
- : 演習パッケージあり
- : 参考資料あり

はじめよう！合理的配慮

—各学校における合理的配慮の提供のプロセス—

相談窓口（特別支援教育コーディネーターや学級担任など）を学校だより等により周知

本人・保護者からの意思の表明

○ 要望の把握

本人・保護者の要望を聞き取り、記録して整理

本人・保護者からの意思の表明がなくても、教師の見立てがきっかけになる場合があります。

調整

○ 詳細な実態把握

【内容】興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等
 【方法】行動観察（授業やその他の場面の様子 等）、聞き取り（面談、引継ぎ資料（個別の教育支援計画・個別の指導計画 等）、関係機関から得られる情報）、諸検査等

○ 要望内容についての検討

学級担任及び特別支援教育コーディネーター等を中心に、本人・保護者と検討

【検討事項例】

- * 学校の基礎的環境整備はどうか。
- * 合理的（必要かつ適当な変更・調整）かどうか。
- * 体制面・財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか。
- * 申し出を踏まえた、合理的配慮の内容となっているか（代替案の検討も含む）。

合意形成に向けた、本人・保護者との建設的な対話が必要です。

合意形成を図る際に、校内体制による検討が必要な場合

校内委員会等、組織的に対応

本人・保護者と学校との合意形成

合意形成が図られたことを随時、校内で情報共有します。

合理的配慮の決定

○ 決定した合理的配慮を個別の教育支援計画に明記
○ 個別の指導計画に活用（いつ、誰が提供するか具体化）

合理的配慮の提供

○ 教職員で組織的に提供
○ 合理的配慮を提供しているときの本人の様子や、提供した後の変容を記録

定期的な評価

○ 十分な教育が提供できているかの観点から評価
○ 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用しながら評価

柔軟な見直し

○ 本人・保護者と、合理的配慮の有効性と今後の提供の方向性について確認

定期的に個別の教育支援計画に基づく評価・見直しをすることが重要です。

※ 合理的配慮の提供のプロセスは例であって、各学校の校内体制や本人・保護者の意思の表明等、実情によって異なる場合があります。